

(予防) 訪問介護事業所「在宅ケア協会」重要事項説明書

2016年2月10日

指定訪問介護事業所 在宅ケア協会
管理者 大井 朋子
郵便番号 173-0004
東京都板橋区板橋 2-40-8 村上ビル 1F すぱーす夢
電話 03-6905-7590 FAX 03-6905-7840
E-mail: itabashi@zaitaku.or.jp

I. 訪問介護の種類

1. 自費 (自由契約による全額自己負担)
2. 介護保険 (要支援または要介護認定有効期間内の方)

II. (予防) 訪問介護のお申し込み・ご相談

1. 自費:在宅ケア協会 03-6905-7590(月曜日から金曜日までの10時-18時)にお電話でご相談下さい。
1回だけの外出、外泊付き添い、定期的な社会生活の支援、長時間または夜間の滞在型支援までお引き受けできます。日曜日、祝日もお引き受けしております。お早めに在宅ケア相談(下記)のご利用をおすすめします。
2. 介護保険:契約されているケア・マネジャー(指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員)に在宅ケア協会の訪問介護をご希望とお伝えください。ケア・マネジャーが、在宅ケア協会をサービス提供事業所の一つとしてサービス計画への追加、サービス担当者会議の開催、主治医から介護職員への医療的ケアに関する指示書の依頼等の準備を整えてくださいます。「在宅ケア相談」(下記)をご利用になられて、在宅ケア協会からケア・マネジャー・主治医等にお問い合わせの事もお引き受けいたしております。

◎ 在宅ケア相談支援(自費)とは・・・

特定非営利活動法人 在宅ケア協会の独特のサービスです。介護保険のケア・マネジメントではありません。障がい者総合支援法の相談支援とも異なります。「本当はこうしたい」をよく聞いて、提供すべきサービスを提案いたします。また、たんの吸引などの医療的ケア、看護を含む一体型・滞在型のサービスを選択することも可能になります。

私たちは1988年から「わたしの介護・看護・支援はわたしが決める」とお考えの方からのご相談・ご依頼を受けてまいりました。経験20年以上の専門職相談員が、相談をご希望の方の病室、ご家庭、職場等に出向いてまいります。

相談希望者のご家族からそれぞれがお考えの最高の社会生活について十分に聴かせていただきます。お伺いした社会生活を取り戻すことを、介護・看護・支援の目標としてよろしいかどうかについてお伺いいたします。

すべてをご家族でなさる必要はございません。反対に、すべてを介護・看護・支援のプロにお任せになることもお勧めしておりません。大切なことは、一番大切にしておられる社会生活についてよく教えていただくことです。

相談された方のご家族の意見が一致した「一番大切にしたいこと」をよく確かめたうえで、すべての事業所と職業援助者(ヘルパー・看護師・事務職員・サービス提供責任者等)が社会生活支援の体制を組み立て、サービス提供できるように支援します。

介護保険をまだ申請しておられない方も、すでに障がい者総合支援法等のサービスをご利用中の方も、在宅ケア相談支援(自費)はご利用になれます。

在宅ケア相談支援(1回75分以内)の料金は¥15,000及び交通費です。

◎ お申し込み・お問い合わせ窓口

特定非営利活動法人 在宅ケア協会 城北事務所

お電話 03-6905-7590 FAX 03-6905-7840

E-mail itabashi@zaitaku.or.jp

お手紙 173-0004 東京都板橋区板橋 2 丁目 40-8 村上ビル 1F すぺーす夢

III. 援助内容および提供方法

1. 提供方法

介護保険をご利用の場合は担当の居宅介護支援事業者から居宅サービス計画書の情報提供の依頼を致します。ご自宅に訪問し、アセスメント、訪問計画を作成します。

医療的ケアが必要な方の場合、主治医による医療的ケアの指示書の交付を受け、訪問看護ステーションより指導を受けます。

2. 内容（介護保険）

体位交換、姿勢の保持、食事、排泄・排痰、衣類の着脱、入浴、身体の清拭、洗髪、通院等の介助、その他必要な身体ケア。

調理、洗濯、掃除・整頓、生活必需品の買い物、記録、生活等に置ける相談・助言、通院等介助で基本的に本人支援に係るもののみ。

※趣味支援、仕事等執務支援、ペットの世話、ご家族支援に係るものは介護保険で認められません。

IV. ご利用料金

1 居宅サービス等支給限度基準額および介護予防サービス費等支給限度基準額

要介護度	支給限度額
要支援 1	5,003 単位
要支援 2	10,473 単位
要介護 1	16,692 単位
要介護 2	19,616 単位
要介護 3	26,931 単位
要介護 4	30,806 単位
要介護 5	36,065 単位

2 訪問介護利用料金

当事業所は、特定事業所（Ⅲ）に該当しております。下記の 10%増しの利用料金となります。

サービス内容	時間	単位数	費用額（10割）	利用者負担
身体介護	20分未満	171 単位	1,925 円	193 円
	20分以上 30分未満	255 単位	2,871 円	288 円
	30分以上 1時間未満	404 単位	4,526 円	455 円
	1時間以上	587 単位	6,574 円	661 円
	1時間を超えて 30分を増すごとに	83 単位増し	934 円	94 円
生活援助	20分以上 45分未満	191 単位	2,150 円	215 円
	45分以上	236 単位	2,657 円	266 円

*早朝および夜間加算（6～8時；18～22時）：上記基本単位の 25%増し

*深夜加算（22～6時）：上記基本単位の 50%増し

*訪問介護員 2名派遣の場合：上記単位数×200/100

注 1) サービス提供責任者配置減算に該当する場合：上記単位数の 10%減

注 2) 同一建物に対する減算に該当する場合：上記単位数の 11%減

その他加算のサービス

加算対象内容	時間	単位数	費用額 (10割)	利用者負担
初回加算	1月につき	200 単位加算	2,252 円	226 円
緊急時訪問介護加算	1回につき (身体介護について加算)	100 単位加算	1,126 円	113 円
生活機能向上連携加算	1月につき	100 単位加算	1,126 円	113 円

介護予防訪問介護

加算対象内容	時間	単位数	費用 (10割)	利用者負担 (1割)
介護予防訪問介護費 (I)	週1回程度の利用が必要な場合 (要支援1・2)	1,220 単位	1月につき 13,737 円	1,374 円
介護予防訪問介護費 (II)	週2回程度の利用が必要な場合 (要支援1・2)	2,440 単位	1月につき 27,474 円	2,748 円
介護予防訪問介護費 (III)	(II)を超える利用が必要な場合 (要支援2)	3,870 単位	1月につき 43,576 円	4,358 円

社会生活援助 (自由契約)

ご利用時間帯	看護師・保健師	訪問介護員	(参考) 公的介護請求額
日中 8-18 時	9,000 円/時	3,000 円/時	2,606-4,842 円/時
早朝 6-8 時; 夜間 18-22 時	10,500 円/時	3,500 円/時	3,258-6,061 円/時
深夜 22-6 時	12,000 円/時	4,000 円/時	3,910-10,910 円/時
特割 22-6 時		28,000 円/8 時間	

注) 障害者総合支援法の重度訪問介護支給量 (時間数) の範囲内で外出、旅行等の社会生活が認められる場合とそうでない場合とがございませぬ。公費・自費いずれの場合も、長時間の外出または旅行付添い等で業務の前後または業務間に業務と連続して移動・休憩・自由行動等を含む拘束時間が発生する場合は、12 時間に対して上記 1 時間相当の拘束料金等 (自費) を申し受けております。

V. 通常営業地域

豊島区、北区、板橋区、練馬区の一部 (練馬区練馬 1-4 丁目・向山 1-4 丁目・羽沢 1-3 丁目・桜台 1-6 丁目・氷川台 1-4 丁目・平和台・錦)、新宿区の一部 (高田馬場 1-2 丁目、大久保 2-3 丁目)、以上です。左記以外は、事業所を起点とする往復交通費実費を申し受けますがご相談ください。

VI. 営業日および勤務体制

営業日・時間 24時間365日 (事務所の受付窓口は月曜日から金曜日の10時-18時)

休業日 サービス提供の休業日はございませぬ。事務所の休業日・休業時間帯は夜間・土曜・日曜、年末年始です。休業日・休業時間帯は受付窓口の留守番電話で対応させていただきます。

勤務体制 管理者 1 名、サービス提供責任者 1 名~5 名、事務職員 1 名以上、訪問介護員等 (常勤換算 2.5 名以上)

VII. 苦情処理窓口および苦情対応の方法

苦情窓口 : 03-6905-7590

責任者 : 大井 朋子、外山 誠

国民健康保険組合連合会：03-6238-0177（9時-17時、土日祝日除く）および各区でも苦情を受け付けています。

事業所内に文書を保管し、苦情内容事実を事業に従事する職員全員が共有し、サービス内容の改善に努めます。

苦情処理は窓口責任者、当該職員、管理者の3者によって行うものとします。

苦情を受けつけてから、迅速に解決策を文書にてとりまとめ、関係者に提出致します。

窓口責任者は当該苦情内容について、当事者双方からききとりを行い、問題解決方法が利用者の不利益を生じないように努めます。

VIII. 緊急時・事故発生時の対応

ただちに安全のための適切な処置を行い、サービス提供責任者及び管理者から依頼主、家族、訪問看護指示医等に連絡し、事業所として必要な措置を講じます。当法人の社会生活支援サービスはすべて損害賠償責任保険に加入しております（ただし、海外旅行の付添い等に関しましてはご依頼主のご協力を仰がせていただく場合がございます）。

IX. キャンセル料金および取扱い方針

お電話で、受付窓口（城北事務所）に早めのご連絡をお願い申し上げます。休業日・休業時間帯は、お電話のみ受け付けております。キャンセル料金は、援助者が現場に出発する前にお電話をいただいた場合は申し受けておりません。ご協力をお願い申し上げます。

サービス提供予定時刻の1時間前までにご連絡いただけなかった場合のキャンセル料金は、サービス提供が計画通りに行われた場合の公費（介護保険の場合8-9割）および自己負担金（介護保険の場合1-2割）の総額（10割）を申し受けております。

X. 個人情報保護に関する方針

ご利用者およびご家族に関する個人情報は、その利用目的、利用範囲について個人情報取り扱いに関する規定に基づきご説明の上、同意を得た上で取扱いいたします。

利用者（対象者）に関する職業上知り得た情報は、事業所内職員間で共有させていただくことがあります。

また地方公共団体が職務で行う行為に協力して情報提供する場合があります。調査・研究に対する行為はこれに含まれず別途ご協力依頼、同意を必要とします。

職員は、知り得た情報を事務所内外で退職後も終生他言しない倫理規程が定められた職務・資格の者です。事業所が定めた個人情報取り扱いに関する規定に署名しております。

XI. ご請求・お支払い方法

月末締め翌月10日に請求書を送付します。到着後10日以内にお支払い下さい。

上記説明を受け同意しました。

年 月 日

同意者（依頼主・利用者・家族）氏名

印

住所